

会 議 録

- 1 会議の名称 令和元年 第4回川根本町教育委員会
- 2 会議日時 令和元年6月11日(火) 午前10時30分から
午前11時00分まで
- 3 開催場所 川根本町役場総合支所 2階 教育長室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 教育委員 鳥居 進、太田たみ子、森下洋一
教育長 大橋慶士
 - (2) 執行機関 (事務局) 教育総務課長 森下育昭
社会教育課長 平松敏浩
教育総務課課長補佐兼教育総務室長兼管理主事 宮島明利
教育総務課指導主事 和田美代史
 - (3) その他 なし
- 5 議 題 議案第9号 令和元年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定について
議案第10号 川根本町立学校設置適正化及び教育のあり方検討協議
会委員の委嘱について
議案第11号 川根本町就学支援委員会委員の委嘱について
議案第12号 川根本町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱に
ついて
議案第13号 川根本町若者交流センター運営委員会委員の委嘱につ
いて
議案第14号 川根本町社会教育委員会委員の委嘱について
議案第15号 川根本町社会教育施設運営委員会委員の委嘱について
議案第16号 川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委
嘱について
議案第17号 川根本町スポーツ推進委員の委嘱について
議案第18号 川根本町文化財保護審議会委員の委嘱について
議案第19号 川根本町社会教育施設運営委員会規則の一部を改正す
る規則について
- 6 会議資料の名称 議案第9号～第19号
- 7 発言の内容

教育長 前回の会議録について、鳥居委員、太田委員、森下委員の承認を求めます。

前回の会議録について承認し、署名することに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。

【教育長あいさつ】

教育長 本日は大変お忙しい中、令和元年第4回教育委員会にご出席いただきありがとうございます。よろしく願いいたします。

【議 事】

教育長 ただ今の出席者は4名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。

よって、令和元年第4回川根本町教育委員会は成立しましたので、ただ今から開会します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議の公開及び会議録の公表について発言します。

お諮りします。本教育委員会議における、議案第9号 令和元年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定については、個人のプライバシーに関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第9号 令和元年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定については本日の出席者の3分の2以上の同意を得ましたので、非公開といたします。なお、会議録等につきましても、非公開とすることで、ご承知願います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議事に入ります。

最初に、議案第9号 「令和元年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定について」、を議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 それでは、議案第9号「令和元年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定について」、提案理由をご説明いたします。

町は、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的に「川根本町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱」を定め、就学に必要な措置を講じています。

今回、要綱第4条の規定により、令和元年度の準要保護児童生徒の追加認定審査をお願いするものです。なお、要保護児童生徒の認定は、該当ありません。審査対象は、1家庭で1人の児童生徒の保護者です。

詳細は、お手元の資料をご覧ください。(内容は非公開)

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に対する意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって議案第9号「令和元年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定について」は、準要保護児童生徒を、原案のとおり認定します。」

教育長 次に、議案第10号「川根本町立学校設置適正化及び教育のあり方検討協議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第10号「川根本町立学校設置適正化及び教育のあり方検討協議会委員の委嘱について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、異動等により交代となった町立学校設置適正化及び教育のあり方検討協議会委員を委嘱するものです。

今回、ご審議いただく川根本町立学校設置適正化及び学校のあり方検討協議会は、同協議会設置要綱第3条の規定に基づいて協議会を昨年度から組織し、川根本町学校教育ビジョンの制定から4年が、また、川根本町教育大綱制定から3年が経過した中で、現行制度を検証し、課題抽出を行うとともに、今後の少子化社会に対応すべき、川根本町内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校の連携による教育制度のあり方を調査、研究、協議を進めていくことを目的としたものです。

委員の選出については、協議会設置要綱第3条において規定されております、各分野における方々です。

また、任期は前任者の残任期間である令和2年3月31日までとなります。

いずれの方々も、それぞれのご経験から当委員会に適任の方々であると考えております。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第10号「川根本町立学校設置適正化及び教育のあり方検討協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第11号「川根本町就学支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第11号「川根本町就学支援委員会委員の委嘱について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、異動等により交代となった川根本町就学支援委員会委員を委嘱するものです。

今回、ご審議いただく川根本町就学支援委員会は、川根本町就学支援委員会規則において設置を定めており、町内の障がいのある幼児、児童及び生徒に対する就学に関する適切な支援策等について審議する機関であり、14人以内の町教育委員会が委嘱又は任命した委員により構成するとされております。

委員の選出については、川根本町就学支援委員会規則第3条において、教育学、医学、心理学その他障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者となっております。

また、委員の任期は2年ですが、補欠の委員が選任された場合には、前任者の残任期間となります。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第11号「川根本町就学支援委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第12号「川根本町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第12号「川根本町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、任期満了となった学校給食共同調理場運営委員会委員を委嘱するものです。

今回、ご審議いただく川根本町学校給食共同調理場運営委員会は、川根本町学校給食共同調理場条例第4条にその設置を定めており、共同調理場の運営に関する事項等について審議する機関とされ、12人以内の町教育委員会が委嘱した委員により構成するとされております。

委員の選出については、川根本町学校給食共同調理場条例施行規則第4条において、町議会の議員、教育委員、町立学校の校長、町立学校のPTA会長、保護者の代表及び学識経験のある者とされております。

また、委員の任期は、保護者の代表及び学識経験のある者は2年、それ以外の委員は、その職の在任期間とされております。

今回、ご承認をお願いする委員の方々につきましては、別添の名簿のとおりであります。任期は平成31年4月1日から令和3年3月31日までであります。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第12号「川根本町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」は原案のとおり承認されました。

次に、議案第13号「川根本町若者交流センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 1 3 号「川根本町若者交流センター運営委員会委員の委嘱について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 1 条第 3 号に基づき、川根本町教育長に対する事務委任規則第 1 条第 1 1 号の規定により、異動等により交代となった若者交流センター運営委員会委員を委嘱するものです。

今回、ご審議いただく川根本町若者交流センター運営委員会委員は、川根本町若者交流センター条例第 17 条及び川根本町若者交流センター条例施行規則第 11 条の規定に基づいて運営委員会を設置し、今後の施設のより効率的・効果的な運営方法についての協議を進めていくことを目的としたものです。

委員の選出については、川根本町若者交流センター運営委員会規則第 3 条において規定されております、各分野における方々となります。

また、委員の任期は 2 年間ですが、補欠の委員が選任された場合には、前任者の残任期間となります。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 3 号「川根本町若者交流センター運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第 1 4 号「川根本町社会教育委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 1 4 号「川根本町社会教育委員会委員の委嘱について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 1 条第 3 号に基づき、川根本町教育長に対する事務委任規則第 1 条第 1 1 号の規定により、任期満了となった社会教育委員を新たに委嘱するものです。

社会教育委員の職務は、川根本町社会教育条例（平成 17 年条例第 89 号）第 9 条各項に定められ、定数は 12 人以内、別添の名簿のとおりで、任期は 2 年です。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第14号「川根本町社会教育委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第15号「川根本町社会教育施設運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第15号「川根本町社会教育施設運営委員会委員の委嘱について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、任期満了となった社会教育施設運営委員会委員を新たに委嘱するものです。

社会教育施設運営委員会委員の職務は、川根本町社会教育施設運営委員会規則（平成19年教育委員会規則第4号）第2条各号に定められ、定員は12人以内、別添の名簿のとおりで、任期は2年です。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第15号「川根本町社会教育施設運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第16号「川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第16号「川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、任期満了となった川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員を新たに委嘱するものです。

川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員の職務は、川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱（平成27年教育委員会告示第4号）第3条及び第4条各項に定められ、定数は10人以内、別添の名簿のとおりで、

任期は2年です。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第16号「川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第17号「川根本町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第17号「川根本町スポーツ推進委員の委嘱について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、任期満了となった川根本町スポーツ推進委員を新たに委嘱するものです。

スポーツ推進委員の職務は、川根本町スポーツ推進委員に関する規則（平成25年教委規則第4号）第2条各項に定められ、定数は8人以内、別添の名簿のとおりで、任期は2年です。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第17号「川根本町スポーツ推進委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第18号「川根本町文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第18号「川根本町文化財保護審議会委員の委嘱について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、任期満了となった川根本町文化財保護審議会委員を新たに委嘱するものです。

文化財保護審議会委員の職務は、川根本町文化財保護審議会条例（平成17年条例第98号）第2条各項に定められ、定数は5人以内、別添の名簿のとおりで、任期は2年です。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第18号「川根本町文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第19号「川根本町社会教育施設運営委員会規則の一部を改正する規則について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第19号 川根本町社会教育施設運営委員会規則の一部を改正する規則について、その提案理由を説明いたします。

本案は、川根本町伝統文化伝承館が平成31年2月末に完成しその管理運営に関する所掌事項を協議する機関として社会教育施設運営委員会にお願いしたく、川根本町社会教育施設運営委員会規則の第2条第4項を第5項とし、第3項の次に、「(4) 川根本町伝統文化伝承館の管理運営に関すること。」を追加したいものであります。

この規則は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用することとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長 原案についての意見はありませんか。

（「意見なし」の声あり）

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第19号「川根本町社会教育施設運営委員会規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり承認いたします。

8 閉 会

教育長 本日の日程は、終了しました。以上をもちまして、令和元年第4回川根本町教育委員会を閉会します。

上記に相違ないことを確認する。

教育長 大 橋 慶 士